



# 物価高騰対応重点支援給付金 (新たな住民税非課税世帯等分)のご案内

- 令和6年度新たに住民税非課税世帯となった世帯または住民税均等割のみ課税世帯となった世帯を支援する給付金です。
- 給付金を受給するためには、**令和6年10月31日**までに**手続きが必要**です。

## 給付金の支給額

1世帯あたり **10万円**

(18歳以下の児童がいる世帯は、  
児童1人につき**5万円**が加算。)

## 給付金の支給時期

美浜町が**確認書**または**申請書**を受理した日から**3週間後**が目安です。

## 支給の対象となる世帯

**基準日(令和6年6月3日)**時点で美浜町に住民登録のある世帯のうち、以下に該当する世帯

- 世帯全員が**令和6年度住民税非課税**または**令和6年度住民税均等割のみ課税**の者で構成されていること。

ただし、上記条件を満たしても、以下の場合は**対象になりません**。

- ・ 令和5年度住民税非課税世帯への給付(7万円)または令和5年度住民税均等割のみ課税世帯への給付(10万円)の給付対象世帯
- ・ 世帯の全員が住民税均等割が課税されている別世帯の親族等から税法上の扶養を受けている。
- ・ 他市区町村から本給付金と同様の給付金を受給した世帯

条件を満たすと思われる世帯の世帯主さまには、

**「確認書」**または**「申請書」**を送付しています。

**必要事項を記入のうえ、返信用封筒にて返送してください。**

# 給付金の支給手続き

基準日(令和6年6月3日)時点で美浜町に住民登録があり、  
新たな令和6年度住民税非課税世帯等に該当する世帯

## I 世帯全員が、令和6年1月1日以前から現住所にお住まいの場合

- ・ 対象となる世帯には、美浜町から給付内容や確認事項が書かれた「**確認書**」が届きます。
- ・ 内容をよく確認し、必要事項を記入のうえ、**添付書類**と一緒に同封の返信用封筒にて返送してください。

## II 世帯の中に、令和6年1月2日以降に転入した方がいる場合 世帯の中に、令和6年度市町村民税が未申告である方がいる場合

- ・ 世帯全員の状況が把握できないため、給付金を受け取るためには、申請が必要です。対象となる世帯には、「**申請書**」が届きます。
- ・ 内容をよく確認し、必要事項を記入のうえ、**添付書類**と一緒に同封の返信用封筒にて返送してください。

### 【注意】

他市区町村で令和5年度住民税非課税世帯等に係る給付金(7万円・10万円)の給付対象世帯であった場合、本給付金は**対象外**となります。

# 子ども加算給付について

本給付金を受給した世帯で、以下のいずれかに該当する児童がいる場合は、**児童1人につき5万円**を追加して支給します。

- ・ 令和6年6月3日において支給対象世帯と同一世帯の18歳以下(平成18年4月2日以降生まれ)の児童がいる・・・**お手続きは不要**  
→ 「支給のお知らせ」を送付後、本給付金と同じ口座へ振り込みます。
- ・ 令和6年6月4日以降に出生した新生児がいる・・・**別途申請が必要**  
→ 申請方法等、詳しくは町ホームページをご覧ください。

## お問い合わせ先

美浜町役場 総務課 TEL 0738-23-4901 受付時間 8:30~17:15(土日祝を除く)